

牧之原市監査委員告示第 7 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定による監査を牧之原市監査基準（令和 2 年牧之原市監査委員訓令第 1 号）に基づいて実施したので、同条第 9 項及び第 10 項の規定により下記のとおり公表する。

令和 8 年 2 月 1 6 日

牧之原市監査委員 畑 義治
同 濱崎 一輝



定期監査に関する報告及び意見について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定による監査を牧之原市監査基準（令和 2 年牧之原市監査委員訓令第 1 号）に基づいて実施したので、その結果及び意見を同条第 9 項及び第 10 項の規定により下記のとおり提出する。

記

第 1 監査の種類

定期監査

第 2 監査の対象

令和 7 年度定期監査の対象部署は、次のとおりである。

(前期)

総務部	総務課、管理検査課、デジタル推進課、危機管理課
市民生活部	市民課、国保年金課、税務課
健康推進部	健康推進課、長寿介護課
産業経済部	農林水産課、お茶特産課、観光課、商工企業課
建設部	建設課、公園公共建築課、新拠点整備室
会計課	—
監査委員事務局	—

(後期)

企画政策部	秘書広報課、企画政策課、地域振興課、財政課
市民生活部	環境課
建設部	都市住宅課、水道課
教育文化部	教育総務課、学校再編推進室、学校教育課、社会教育課、大河ドラマ活用推進室、スポーツ推進課
福祉こども部	社会福祉課、子ども子育て課、福祉相談課
議会事務局	—

第 3 監査の範囲

以下の期間に執行された事務事業及び予算の執行状況

(前期) 令和7年4月1日から9月30日まで
(後期) 令和7年4月1日から11月30日まで

第4 監査の期間

令和7年10月22日から令和8年2月16日まで
(予備監査並びに監査結果の報告及び公表を含む)

第5 監査の着眼点

- 1 市の財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているか。
- 2 市の経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているか。
- 3 補助金・交付金の支出について
 - (1) 補助対象及び補助金額
 - ア 公益性のない事業または団体に補助金等の交付がなされていないか。
 - イ 補助金の算出は合理的な基準により行われているか。
 - (2) 支出方法の適法性、妥当性
 - ア 交付申請から実績報告書及び補助金交付までの手続は、適正に行われているか。
 - イ 補助金等の交付条件は適切に付され、条件どおりに履行されているか。
 - ウ 事業計画書どおりの事業が行われているか。

第6 監査の主な実施内容

監査は、事前に以下の定期監査資料の提出を求め、不明な点については改めて資料の提出を求めた。

資料1	職員配置状況表
資料2	業務分担表
資料3	予算執行状況表
資料4-1	委託契約調書(100万円以上)
資料5-1	工事執行状況調書(200万円以上)
資料6-1	補助金・交付金支出状況一覧表
資料7	各課等の課題と今後の重要施策について

(1) 予備監査

監査対象部署から提出された定期監査資料等の調査を実施した。委託契約、工事請負契約及び補助金・交付金については、その事務事業の執行に関連する書類等を調査し、令和7年度における事務事業の内容、財務に関する事務の執行等について確認を行った。

(2) 実地監査

監査対象各部の部長、課・局長及び係長等の出席を求め、事業内容及び事業推進上の課題等について聴取を行った。

(3) 現金検査

産業経済部観光課(観光物産センターしずなみよってけ市)及び建設部水道課における現金の管理状況を確認するため、令和7年11月18日(火)及び令和7年11月26日(水)に現金検査を実施した。検査はつり銭資金を保管する場所に出向き、対象部署職員の立会いのもと、現金と現金出納簿等の照合を行った。

第7 本監査の実施場所及び日程

牧之原市役所 榛原庁舎4階会議室1～2、6階会議室2、及び、相良庁舎4階第1会議室

(前期) 令和7年11月18日(火)、19日(水)、20日(木)、21日(金)、26日(水)

(後期) 令和8年1月26日(月)、27日(火)、29日(木)、30日(金)

第8 監査の結果

監査の結果、事務事業や財務に関する事務の執行等について、おおむね適正に執行されているものと認められたが、一部において、改善、検討を要する事項が見受けられた。詳細については後述のとおりである。

※ 用語解説

指摘事項：重大な法令違反、指示しても改善されない事業または行為で措置や改善を強く求めるもの、特に指摘すべき重大な事項であると認められたもの

指示事項：是正または改善を要するもので指摘事項までに至らないもの

所見：検討や改善を求めるもの及び要望するもの

【 総 務 部 】

《 総務課 》

1 監査結果の概要

(1) 職員の配置（令和7年9月末現在）

(単位：人)

	課 長	主 幹	主 任	主 事	計	会計年度 任用職員
行 政 係	1	1	1	1	8	4
人 事 係		1	1	2		

※会計年度任用職員のうち1人は相良庁舎へ配置。

(2) 事務分掌

【行政係】

市及び字界変更、議会の招集及び議案の作成、議会一般質問、行政組織の事務分掌、条例・規則等の管理・審査・公布、公印管理、文書等の收受・発送・保存管理、訟務及び顧問弁護士、事業継続計画（BCP）、選挙及び選挙管理委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、坂部財産区、不当要求防止、総合賠償補償保険、総合教育会議、いじめ問題再調査委員会、行財政改革、情報公開制度及び個人情報保護制度、情報公開審査会及び個人情報保護審査会、他課の所掌に属さない事務等を担当している。

【人事係】

職員の任免・分限・懲戒・服務その他人事、職員の定数及び配置、職員の給与、会計年度任用職員・臨時職員、特別職報酬等審議会、職員の勤務時間その他勤務条件、職員の日直勤務、職員の人事評価、職員の研修及び人材育成、職員の提案制度、職員共済組合及び市町総合事務組合、職員の福利厚生及び安全衛生、公務災害補償、公益通報者保護等に関する事務を担当している。

2 監査意見

指摘・指示事項

なし

所見

市の顧問弁護士委託料については、年間顧問料に加え、個別案件に係る委託料を含めた契約形態とすることについて、契約内容の見直しを検討されたい。

《 管理検査課 》

1 監査結果の概要

(1) 職員の配置（令和7年9月末現在）

(単位：人)

	課長	総括主幹	主幹	主任	主任(検査監)	主査	主事	計	会計年度任用職員
施設管理係	1		1	2				8	2
入札検査係		1			1	1	1		

※入札検査係は相良庁舎へ配置。主任（検査監）1人は再任用。

(2) 事務分掌

【施設管理係】

電算機器、電算システムの運用、印刷機器の管理、情報セキュリティーポリシー、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）、物品の取得・管理及び処分、用品調達、庁舎（就業改善センター・保健センター含む）の維持管理、コミュニティセンター・勝間田会館・コミュニティ防災センターの維持管理、庁用自動車の集中管理、マイクロバスの運行等に関する事務を担当している。

【入札検査係】

入札参加資格等審査委員会及び入札・契約、工事及び物品等の検査、普通財産の管理及び処分、市有財産の記録及び管理、指定管理者規則、土地取得特別会計、公有建物共済事業等に関する事務を担当している。

2 監査意見

指摘・指示事項
なし

所見

随意契約により委託契約を締結しているものが多いが、可能なものについては、他の事業者にも選定の機会が確保されるよう、契約方法の見直しを検討されたい。

《 デジタル推進課 》

1 監査結果の概要

(1) 職員の配置（令和7年9月末現在）

(単位：人)

	課長	主事	計
デジタル推進係	1	2	3

※課長はデジタル推進係長を兼務。

(2) 事務分掌

【デジタル推進係】

庁内 IT 化推進、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）、電子自治体の推進、地域情報化の推進、広域情報連携の推進等に関する事務を担当している。

2 監査意見

指摘・指示事項
なし

所見

市の公共施設予約システム導入については、市民サービス向上を図る観点から、全施設への導入を目指し、着実な推進に努められたい。併せて、円滑な運用及び早期定着に向け、専門職の配置やデジタル人材の育成についても計画的に進められたい。

《 危機管理課 》

1 監査結果の概要

(1) 職員の配置（令和7年9月末現在）

(単位：人)

	課長	総括主幹	主幹(部付)	主幹	主査	主事	計
危機管理係	1		1	1	1	2	10
原子力防災係		1				1	
消防係		1			1		

※主幹（部付）1人は再任用。

(2) 事務分掌

【危機管理係】

災害対策本部・支部の設置及び運営、防災訓練、防災指導員、危機管理事案の調整、地域防災計画、国民保護法、防災会議、水防協議会、沿岸排出油防除協議会、地震等防災対策、自主防災組織、津波防災事業の総括、防災設備の整備及び維持管理、交通安全対策、防犯対策、暴力追放等に関する事務を担当している。

【原子力防災係】

原子力行政、原子力防災計画、原子力発電所の安全・防災対策、放射線防護施設整備及び維持管理、原子力防災教育及び訓練等に関する事務を担当している。

【消防係】

消防団、消防委員会、常備消防、消防防災施設の整備及び維持管理、水難事故防止、自衛官の募集等に関する事務を担当している。

2 監査意見

指摘・指示事項

なし

所見

防災指導員の養成については、講習会の受講及び認定をもって事業が完結している状況にあるが、習得した知識や技能が地域防災の現場で十分に生かされるよう、地域における活躍の機会の創出や活躍の場の確保についても、引き続き支援を進められたい。

新規井戸掘削及び災害時協力井戸登録事業については、災害時における生活用水の確保策として有効性の高い事業であることから、制度の周知や登録の促進を図り、実効性の向上に努められたい。

【企画政策部】

《 秘書広報課 》

1 監査結果の概要

(1) 職員配置（令和7年11月末現在）

(単位：人)

	課長	主幹 (部付)	主幹	主査	主事	計	会計年度 任用職員
秘書係	1	1	1	1		7	3
情報発信係			1	1	1		

(2) 事務分掌

【秘書係】

市長及び副市長の秘書並びに渉外、儀式及び表彰、市長会、後援名義、広聴、陳情・要望及び苦情の受理並びに処理、部長情報会議等に関する事務を担当している。

【情報発信係】

広報、報道機関との連絡調整、シティプロモーションの推進、市町との交流及び国際交流の推進、多文化共生、ホストタウン事業の総括等に関する事務を担当している。

2 監査意見

指摘事項等

なし

《 企画政策課 》

1 監査結果の概要

(1) 職員の配置（令和7年11月末現在）

(単位：人)

	課長	主幹	主任	主事	計	会計年度 任用職員
政策推進係	1	1	1	2	5	1

(2) 事務分掌

【政策推進係】

総合計画及び総合計画審議会、「まち・ひと・しごと創生」事業の推進、対話による協働のまちづくり推進本部の運営、人口減少問題の克服に係る各種施策推進の総括、重要施策の企画及び調査研究、議会の施政方針、国土利用計画、広域行政、行政評価、統計調査等に関する事務を担当している。

2 監査意見

指摘・指示事項

なし

所見

市の産業を支える事業所の多くが中小企業であることを踏まえ、総合計画の推進に当たっては、女性活躍支援と併せて、中小企業の活性化に向けた取組についても、より一層の支援を図られたい。

《 地域振興課 》

1 監査結果の概要

(1) 職員の配置（令和7年11月末現在）

(単位：人)

	課長	主幹	主査	主事	計	会計年度任用職員
地域政策係	1	1	1	2	7	3
空港交通係		1	1			

※会計年度任用職員のうち1人は地頭方地区支援員、1人は萩間地区支援員として配置。

(2) 事務分掌

【地域政策係】

自治基本条例の推進及び自治基本条例推進会議、市民との協働の推進、男女共同参画の推進、市民活動団体の支援、自治会との連絡調整、コミュニティの推進、地縁団体の認可、地域づくり、地区支援拠点、公共施設マネジメント等に関する事務を担当している。

【空港交通係】

空港利活用の調整、空港に係る環境対策、空港関係団体、新幹線新駅、バス路線等公共交通、地域公共交通会議等に関する事務を担当している。

2 監査意見

指摘事項

なし

指示事項

補助金交付について

綴に交付確定通知(写)の添付がないため、確定日、確定額の確認ができないものが散見される。(書類の整備不良)

所見

デマンド乗合タクシー運営事業の推進については、広報紙やチラシ等の紙媒体による周知の回数を増やすなど、主な利用者である高齢者にとってわかりやすい周知方法及び実施頻度について検討されたい。併せて、周知の際には利用者の声を掲載するなど、利用者からの評価についても幅広く公表することにより、事業への理解促進に努められたい。

《 財政課 》

1 監査結果の概要

(1) 職員の配置 (令和7年11月末現在)

(単位：人)

	課長	主幹	主任	主事	計
財政係	1	1	2	1	5

(2) 事務分掌

【財政係】

財政計画、予算の編成及び執行の総括、市財政事情の公表、市債の借入及び償還、地方交付税、地方譲与税等諸税交付金、税外収入、地方財政状況調査、一時借入金、合併特例事業、公会計制度改革等に関する事務を担当している。

2 監査意見

指摘・指示事項

なし

所見

予算編成に当たっては、市の財政状況及び今後の見通しを十分に踏まえ、事業の優先順位付け及び標準化を行うとともに、各部局に対しては、国・県補助金等の外部財源の活用を一層促進し、市債発行の抑制及び一般財源負担の軽減に努められたい。

【市民生活部】

《 市民課 》

1 監査結果の概要

(1) 職員の配置 (令和7年9月末現在)

(単位：人)

	課長	総括主幹	主幹	主任	主査	主事	計	臨時職員	会計年度任用職員
榛原窓口係 (市民相談センター)	1		1	2		3	16	1	9
相良窓口係		1		3	1	3			

※臨時職員は相良窓口へ配置。会計年度任用職員のうち3人は市民相談センター、1人は榛原窓口係、5人は相良窓口係へ配置。

(2) 事務分掌

【榛原窓口係】

戸籍の届出・記録・保管及び証明、住民基本台帳の届出・記録・保管及び証明、住民基本台帳ネットワークシステム、特別永住者証明書及び中長期在留者の住居地届出、相続税法第58条の通知、人口動態、犯歴事務・身分調査及び証

明、人権擁護委員、榛原庁舎総合案内、相良庁舎主管課の窓口業務、通知カード及び個人番号カードの交付、印鑑の登録及び証明、自動車の臨時運行許可、埋火葬許可、電子証明書の発行、市民相談センターの運営、消費生活相談、一般相談、各種相談の連絡調整、税務諸証明等の交付等に関する事務を担当している。

【相良窓口係】

市民課の窓口業務、旅券事務、榛原庁舎主管課及び水道課の窓口業務、総合健康福祉センター主管課の窓口業務、相良庁舎総合案内等に関する事務を担当している。

2 監査意見

指摘事項

なし

指示事項

補助金交付について

申請書などの収受文書において受領印の押印漏れが散見される。(手続きの不備)

所見

市窓口業務の長期委託契約については、契約期間中においても、委託内容とそれに要する人工等の検証を行い、明確な積算根拠をもって次期契約に臨みたい。

《 国保年金課 》

1 監査結果の概要

(1) 職員の配置 (令和7年9月末現在)

(単位：人)

	課長	総括主幹	主幹	主任	主査	主事	計	会計年度任用職員
国保年金係	1		1	2		2	10	2
後期高齢者医療係		1		1	2			

※会計年度任用職員(管理栄養士)2人は健康推進課へ配置。

(2) 事務分掌

【国保年金係】

国民健康保険特別会計、国民健康保険制度の広域化、国民健康保険運営協議会、国民健康保険被保険者の資格管理、国民健康保険の保険給付管理、国民健康保険の保健事業、国民健康保険の特定健康診査、国民健康保険の診療報酬の審査、高額療養費資金貸付、国民健康保険事業基金の管理及び運用、静岡県国民健康保険団体連合会等、国民健康保険制度の被保険者への広報、国民年金事務等に関する事務を担当している。

【後期高齢者医療係】

後期高齢者医療特別会計、後期高齢者医療、静岡県後期高齢者医療保険料の徴収、静岡県後期高齢者医療広域連合等に関する事務を担当している。

2 監査意見

指摘事項

なし

指示事項

委託契約について

施行伺をしていないなど、契約手続きの手順に沿った伺がされていない。
(手続きの不備)

所見

国民健康保険被保険者及び後期高齢者を対象とした健康診査については、健康推進部と連携のうえ、受診率向上に向けた取組を継続されたい。

《 税務課 》

1 監査結果の概要

(1) 職員の配置 (令和7年9月末現在)

(単位：人)

	課長	総括主幹 (部付)	総括主幹	主幹	主任	主査	主事	計	会計年度 任用職員
収納管理係	1	1	1		2	3	1	24	3
市民税係				1	3	2	3		
資産税係			1		2	1	2		

(2) 事務分掌

【収納管理係】

市税等の収納管理、税務諸証明の交付、市税等の口座振替、市税等の決算、県民税の報告、滞納繰越調定、軽自動車税の賦課、原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識交付、たばこ税、諸税(鉱産税及び入湯税)、市税等の納税催告、納付相談及び徴収猶予、差押・交付要求等の滞納処分、滞納処分の執行停止、不納欠損処分等に関する事務を担当している。

【市民税係】

個人市(県)民税の賦課及び調査、法人市民税の申告納付・調査及び決定、国民健康保険税の賦課等に関する事務を担当している。

【資産税係】

固定資産の評価、固定資産税・特別土地保有税の賦課、代表相続人、国有資産等所在市町村交付金等に関する事務を担当している。

2 監査意見

指摘・指示事項

なし

所見

納税催告業務については、現在実施している催告手法の効果検証を行ったうえで、収納率向上に資する新たな手段の導入について検討されたい。

《 環境課 》

1 監査結果の概要

(1) 職員の配置 (令和7年11月末現在)

(単位：人)

	課長	主幹	主任	主査	主事	計
環境衛生係	1	1	2	2	1	11
環境政策係		1			3	

(2) 事務分掌

【環境衛生係】

廃棄物の処理、公害、不法投棄防止対策、環境監視員、大井川地域地下水利用対策協議会、一部事務組合（ごみ処理・し尿処理・火葬場）、環境保全（公害等環境規制）、畜犬の登録及び狂犬病予防接種、愛玩動物の保護及び管理、死亡愛玩動物、墓地・埋葬等に関する事務を担当している。

【環境政策係】

環境基本条例、環境基本計画・環境審議会、地球温暖化防止対策、環境教育、環境マネジメント、省エネルギー、自然エネルギー、再生可能エネルギー等に関する事務を担当している。

2 監査意見

指摘事項・所見

なし

指示事項

委託契約について

契約手続きにおいて業者選定の経緯がわかる書類が綴られていない。（書類の整備不良）

補助金交付について

申請書などの收受文書において受領印の押印漏れが散見される。（手続きの不備）

綴に支出伝票(写)の添付がないため、支払日、支払額を確認できないものが散見される。（書類の整備不良）

【福祉こども部】

《 社会福祉課 》

1 監査結果の概要

(1) 職員の配置 (令和7年11月末現在)

(単位：人)

	課長	総括主幹	主任	主査	主事	社会福祉士	計	会計年度任用職員
地域福祉係	1	1	2	1			11	2
障害者支援係		1	2		2	1		

(単位：人)

	会計年度 任用職員
和光館	2
静和会館	2

(2) 事務分掌

【地域福祉係】

地域福祉計画及び地域福祉推進協議会、災害時要援護者支援及び災害救助、民生委員・児童委員、福祉ボランティア活動、社会福祉協議会との連携・連絡調整、地域改善及び隣保館、日本赤十字事業及び献血、戦没者遺族、援護恩給、社会福祉法人の認可及び指導監督、住宅資金、総合健康福祉センターの管理・貸出業務等に関する事務を担当している。

【障害者支援係】

障害者計画、障害者福祉サービス、障害者差別解消、障害者自立支援ネットワーク、障害者施設、重度心身障害者（児）医療費助成、補装具の給付、福祉手当等、地域生活支援事業、精神障害者医療費助成、自立支援医療費、一部事務組合（知的障害児施設・区分判定業務）、障害者手帳等に関する事務を担当している。

2 監査意見

指摘事項等
なし

《 子ども子育て課 》

1 監査結果の概要

(1) 職員の配置（令和7年11月末現在）

(単位：人)

	課長	総括 主幹	主幹	主任	栄養士	主査	主事	計	会計年度 任用職員
子育て支援係	1		1	1		1	2	12	9
幼保支援係		1		1	主任1	1	2		

(単位：人)

	園長	保育士	給食 管理員	計	臨時 保育士	会計年度 保育士	会計年度 看護師	会計年度 調理員
坂部保育園	1	総括 主任 1 4 2	1	9	1	7	2	2

(単位：人)

	園長	保育 教諭	給食 管理員	計	会計年度 保育教諭	会計年度 調理員
相良こども園	1	総括 主任 1 2	1	5	1	1

(単位：人)

	園長	保育教諭 給食管理員	計	臨時保育教諭	会計年度 保育教諭	会計年度 調理員	
地頭方こども園	1	総括1 主任3 3	1	9	1	6	2

(単位：人)

	会計年度 任用職員
静波放課後児童クラブ	11
川崎放課後児童クラブ	9
細江第1 A・B放課後児童クラブ	9
細江第2放課後児童クラブ	5
細江第3放課後児童クラブ	5
榛原地区土曜児童クラブ	1
勝間田放課後児童クラブ	7
坂部放課後児童クラブ	8
相良放課後児童クラブ	9
菅山放課後児童クラブ	5
萩間放課後児童クラブ	6
地頭方放課後児童クラブ	9
相良地区放課後児童クラブ	3

(2) 事務分掌

【子育て支援係】

子ども・子育て支援事業計画（次世代育成支援行動計画を含む）及び子ども・子育て会議、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、児童手当、こども医療費助成、未熟児医療費助成、ひとり親家庭等自立支援事業・医療費助成、児童扶養手当、ファミリー・サポート・センター、入学祝金支給事業、子育て支援連携システム等に関する事務を担当している。

【幼保支援係】

保育所・認定こども園等の管理運営及び整備、子どものための教育・保育給付、園児の入・退園、一部事務組合（牧之原保育園）、私立園等の補助金、子育てのための施設等利用給付、特定教育保育施設及び地域型保育事業の確認・確認指導・監査、地域型保育事業の認可・施設指導・監査、特定子ども・子育て支援施設等の確認・確認指導・監査、保育所及び認定こども園の民営化計画・民営化（民間委託）、公立保育所民間委託審査委員会、牧之原市社会福祉事業団、公私連携型保育所制度等に関する事務を担当している。

2 監査意見

指摘事項

なし

指示事項

補助金交付について

伺書に施行日の記入がなく添付の通知書にも発送日がないため、交付決定日及び確定日の確認ができないものがある。(記載内容の不備、書類の整備不良)
 綴に支出伝票(写)の添付がないため、支払日、支払額を確認できないものが散見される。(書類の整備不良)

所見

保育士及び放課後児童クラブ支援員の確保においては、児童福祉分野における市の将来像を見据え、中長期的な計画に基づいた人材確保に努められたい。

《 福祉相談課 》

1 監査結果の概要

(1) 職員の配置 (令和7年11月末現在)

(単位：人)

	課長	総括主幹	主幹	主事	保健師	社会福祉士	精神保健福祉士	臨床心理士	計	会計年度任用職員
こども家庭係	1		1	1	主任1	主任2			15	7
こども未来係		1						主任1 1		
生活支援係			2			主任1 1	主任2			

(単位：人)

	会計年度任用職員
子育て支援センター相良	7
子育て支援センター榛原	2
榛原児童館	5
幼児ことばの教室	2
こどもの居場所	4

(2) 事務分掌

【こども家庭係】

こども家庭センター統括及び運営、家庭児童相談、児童虐待、女性相談・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等、里親及び子育て短期支援、母子生活支援施設等入所措置、要保護児童等対策地域協議会、児童虐待防止等事業啓発、ヤングケアラー、こどもの居場所、子どもの貧困、子どもの食糧支援等に関する事務を担当している。

【こども未来係】

子どもの発達支援、特別な支援を要するこどもへの切れ目のない支援、地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)、児童館等に関する事務を担当している。

【生活支援係】

生活保護、生活困窮者、行旅病人及び行旅死亡人、障害者及び高齢者保護措

置、障害者及び高齢者の相談支援、障害者及び高齢者の虐待防止、成年後見制度利用促進、高齢者障がい者連絡会、重層的支援体制の整備等に関する事務を担当している。

2 監査意見

指摘事項

なし

指示事項

補助金交付について

概算払の承認をすることなく概算払いが行われているものがある。(手続きの不備)

綴に支出伝票(写)の添付がないため、支払日、支払額を確認できないものが散見される。(書類の整備不良)

所見

重層的支援体制整備の推進については、実施の効果について検証と改善を継続的に行うことにより、持続可能な支援体制の構築が図られるよう努められたい。

【健康推進部】

《 健康推進課 》

1 監査結果の概要

(1) 職員の配置 (令和7年9月末現在)

(単位：人)

	課長	総括主幹 (部付)	主幹	主事	保健師	栄養士	計
成人健康係	1	1	1		主任3 3	主任2 1	23
母子健康係			1	1	主任4 2	主任1	
地域医療係			1	1			

(単位：人)

	保健師	看護師	栄養士	社会 福祉士	歯科 衛生士	事務	計
会計年度 任用職員	1	2	1	1	1	5	11

※会計年度任用職員(事務)のうち2人は相良保健センターへ配置。主任保健師1人は再任用。

(2) 事務分掌

【成人健康係】

成人・高齢者の健康づくりの推進、健康増進計画の策定・管理及び健康づくり推進協議会、食育推進計画の策定・管理及び食育推進会議、自殺対策、特定保健指導、食品衛生、健康づくり推進団体の育成・支援、市保健師及び栄養士活動の統括等に関する事務を担当している。

【母子健康係】

母と子の健康づくりの推進、予防接種及び予防接種健康被害調査委員会、歯科保健の推進、思春期保健、感染症対策、保健センターの設置及び管理等に関する事務を担当している。

【地域医療係】

地域医療、救急医療、医師の開業支援、一部事務組合（榛原総合病院事業）、医師会・歯科医師会・薬剤師会、地域医療構想、災害時医療対策等に関する事務を担当している。

2 監査意見

指摘事項

なし

指示事項

補助金交付について

綴に支出伝票(写)の添付がないため、支払日、支払額を確認できないものが散見される。(書類の整備不良)

所見

市内企業に向けたプレコンセプションの推進については、女性の働きやすい職場環境づくりの観点において重要であることから、新たな事業として実施した「プレコン講座」の成果を広く周知するとともに、今後も継続的に実施することにより、参加企業の拡大が図られるよう努められたい。

《 長寿介護課 》

1 監査結果の概要

(1) 職員の配置 (令和7年9月末現在)

(単位：人)

	課長	総括主幹	主任	主査	主事	保健師	計	会計年度任用職員
介護保険係	1	1	1	2	2		14	6
地域包括ケア推進係		1	2		1	主任1		
高齢者支援係		1	1					

(2) 事務分掌

【介護保険係】

介護保険特別会計、介護保険事業、介護保険被保険者の資格管理、要介護等被保険者の資格・認定及び更新・総合事業対象者の決定、介護保険・総合事業（指定事業所分）の保険給付管理、介護保険料の賦課徴収、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画及び管介護保険事業計画等策定懇話会、地域包括ケアシステム（介護）、介護保険施設の整備及び維持管理、一部事務組合（介護認定事務局）、介護保険給付費適正化、介護サービス事業所（総合事業含む）の指定及び指導監督等に関する事務を担当している。

【地域包括ケア推進係】

地域包括ケアシステム（高齢者）の推進、地域支援事業（総合事業）、一般介護予防（福祉）、地域包括支援センター及び在宅介護支援センター、医療介護連携、認知症施策、生活支援体制整備、地域ケア会議、地域支援事業交付金等に関する事務を担当している。

【高齢者支援係】

高齢者福祉総括、敬老事業、高齢者集いの場・高齢者の元気活動支援、高齢者福祉サービス事業、高齢者福祉施設の整備及び維持管理等に関する事務を担当している。

2 監査意見

指摘事項・所見

なし

指示事項

委託契約について

随契理由「自治法 167 条の 2 第 1 項第 2 号」と「自治法 167 条の 2 第 1 項第 6 号」を 1 つの契約の中で混同して使用している。（記載内容の不備）

綴に随契理由書が添付されていないものがある。（書類の整備不良）

補助金交付について

綴に支出伝票（写）の添付がないため、支払日、支払額を確認できないものが散見される。（書類の整備不良）

【産業経済部】

《 農林水産課 》

1 監査結果の概要

(1) 職員の配置（令和 7 年 9 月末現在）

(単位：人)

	課長	総括主幹	主幹	主任	主査	主事	計	会計年度任用職員
農地農政係	1	1		1	1	1	11	1
基盤整備係			2	2	1	1		

※主幹 1 人は再任用。

(2) 事務分掌

【農地農政係】

農業施策の総合計画、農業委員会の運営、農地法に基づく事務、農家基本台帳の整備及び保管、荒廃農地の活用、農業者年金、農業振興地域整備計画、農業経営基盤強化の推進、農地中間管理事業、農業総合支援協議会の運営、農業生産組織（法人を含む）の育成、中山間地域等直接支払制度等に関する事務を担当している。

【基盤整備係】

農地基盤整備、牧之原畑地帯総合整備事業、土地改良事業の賦課金徴収、治

山事業、牧之原用水、大井川用水、湛水防除、県営事業及び団体営事業、農業施設の 신설・改良及び維持管理、県単独農業農村整備事業、農地農業用施設の災害復旧、農村の多面的機能の推進、漁港及び漁港海岸の整備・管理、水産振興、漁業の構造改善、農業集落排水特別事業会計、小規模土地改良事業等に関する事務を担当している。

2 監査意見

指摘事項・所見

なし

指示事項

補助金交付について

伺書に決済日や施行日の記入がないものがある。(記載内容の不備)

その他

提出された監査資料に記載誤りが多数みられる。(記載内容の不備)

《 お茶特産課 》

1 監査結果の概要

(1) 職員の配置 (令和7年9月末現在)

(単位：人)

	課長	主幹	主任	主査	主事	計	会計年度 任用職員
お茶振興係	1	1	1		1	8	1
特産振興係		1	1		2		

※会計年度任用職員のうち1人は地域おこし協力隊。

(2) 事務分掌

【お茶振興係】

茶業振興の計画及び調査、茶の国内外販売戦略、牧之原茶ブランド化及び新商品開発、お茶の普及及び消費拡大、茶生産団体の育成、茶の生産体制の整備、茶業振興協議会の運営、世界農業遺産「静岡の茶草場農法」関連、茶の文化振興等に関する事務を担当している。

【特産振興係】

農業諸団体の連絡調整、農業経営の指導育成、農業関係制度資金、道の駅、特産物(お茶を除く)の振興、認定農業者協議会の運営、経営所得安定対策(旧戸別所得補償制度)、地産地消の推進、農作物の災害対策、植物防疫及び農作物の安全対策、環境に配慮した農業、農村の家、畜産振興、鳥獣保護・有害鳥獣対策及び狩猟、森林の保全保護及び開発、保安林の保護及び管理等に関する事務を担当している。

2 監査意見

指摘事項

なし

指示事項

補助金交付について

伺書に決済日や施行日の記入がないものがある。(記載内容の不備)

所見

道の駅維持修繕費積立金の積立基準である「売上高の3%」については、施設の維持改修に必要な財源を安定的に確保する観点から、収入実績の推移を十分に踏まえ、必要額を確保できる積立基準となるよう、適切な管理に努められたい。

鳥獣被害防止対策事業費補助金については、近年の鳥獣被害の増加に伴い、今後も処理件数の増加が見込まれるところである。被害防止対策に従事する関係者の負担軽減を図るため、現状を踏まえた適切な予算措置について検討されたい。

《 観光課 》

1 監査結果の概要

(1) 職員の配置 (令和7年9月末現在)

(単位：人)

	課長	主幹	主任	主事	計	会計年度 任用職員
観光振興係	1	1	2	2	6	1

(単位：人)

	会計年度 任用職員
物産センター	7

(2) 事務分掌

【観光振興係】

観光の企画・宣伝・誘客、観光振興団体の育成・支援、一般社団法人まきのはら活性化センター、フィルムコミッションの支援、地頭方海浜公園周辺整備利活用基金関連、海水浴場の管理運営及び海水浴場運営委員会、沿岸部活性化計画、観光施設の整備計画・整備・維持管理・運営、さがら子生まれ温泉会館、物産センター等に関する事務を担当している。

2 監査意見

指摘事項

なし

指示事項

補助金交付について

補助額変更承認の施行日前に実績報告を受理しているものがある。(手続きの不備)

補助額の変更承認書において変更後補助額の記載漏れが一部見られる。(記載内容の不備)

申請書などの収受文書において受領印の押印漏れが一部見られる。(手続きの不備)

その他

提出された監査資料に記載誤りが多数みられる。(記載内容の不備)

所見

さがら子生れ温泉会館維持修繕費積立金の積立基準である「売上高の6%」については、施設の老朽化が進行している状況を踏まえ、維持改修に必要な財源を確実に確保できるよう、収入実績の推移に着目した積立基準の適切な管理に努められたい。

静波、相良及び地頭方における市の沿岸部活性化事業については、基本構想の初期段階から市内外の事業者と協働し、地域の特性を十分に生かした事業推進を図られたい。

《 商工企業課 》

1 監査結果の概要

(1) 職員の配置 (令和7年9月末現在)

(単位:人)

	課長	総括主	主幹	主任	主事	計	会計年度 任用職員
商工振興係	1		1	1	2	7	1
企業立地係		1		1			

(2) 事務分掌

【商工振興係】

商工業の振興、中小企業の支援、商工業諸団体、雇用対策の企画及び調整、労働諸団体の支援、商工業振興資金利子補給、大規模小売店舗立地法に基づく事務、制度融資、卸売市場、鉱業、消費者行政、消費生活用製品安全法関係事務、電気用品安全法関係事務、家庭用品品質表示法関係事務、計量法関係事務、ふるさと納税等に関する事務を担当している。

【企業立地係】

企業誘致、企業立地、企業の適正立地についての指導調整、遊休地及び開発候補地等の調査、工業団地、工業用水、御前崎港の整備促進及びポートセールス等に関する事務を担当している。

2 監査意見

指摘・指示事項

なし

所見

雇用・就労支援事業のあり方については、地元高校生の意見を十分に把握し、学生が魅力を感じる制度となるよう、国・県に対する働きかけを含め、市としても制度の充実に向けた取組を一層進められたい。また、地方就職学生支援給付金については、東京圏以外の学生も対象となるよう、制度の見直しについて検討されたい。

【建設部】

《建設課》

1 監査結果の概要

(1) 職員の配置（令和7年9月末現在）

（単位：人）

	課長	総括主幹	主幹	主任	主査	主事	技師	計	会計年度任用職員
管理係	1		1	1		2		17	2
道路係			1	1	1	2			
河川係		1			1	1			
維持係		1		1		1	1		

(2) 事務分掌

【管理係】

道路・河川・都市下水路の占用及び使用並びに工事の承認、道路の認定及び廃止、道路台帳・橋りょう台帳・河川台帳・都市下水路台帳の整備、海岸及び港湾の整備促進、治水・砂防地区の指定、建設要望及び陳情、津波・高潮防災ステーションの管理委託、水門及び陸こうの管理委託、国・県に係る事業等の連絡調整、高速道路、地籍、土地台帳及び土地公図、登記事務、用途廃止、道路及び河川の管理及び境界確認等に関する事務を担当している。

【道路係】

道路整備、都市計画道路の工事等に関する事務を担当している。

【河川係】

河川・排水路・都市下水路の整備、治水・砂防・海岸事業の整備、公共土木施設の災害復旧事業等に関する事務を担当している。

【維持係】

橋りょう等の点検及び補修、道路及び河川等の維持管理（農業用施設を除く）、道路のパトロール、交通安全設備の維持管理、道路愛護及び河川愛護等に関する事務を担当している。

2 監査意見

指摘・指示事項

なし

所見

道路及び橋りょうの補修については、劣化の早期把握と迅速な対応により、工事費用の縮減に努められたい。

《公園公共建築課》

1 監査結果の概要

(1) 職員の配置 (令和7年9月末現在)

(単位：人)

	課長	主幹	主任	技師	計
公共建築係	1	1	1	主任1	7
公園緑化係		1	2		

(2) 事務分掌

【公共建築係】

他課所管施設の新改築等における工事の発注及び監理等に関する事務を担当している。

【公園緑化係】

公園の整備及び維持管理、緑と文化の丘公園の活用、公園の占用及び使用の許可、環境緑化の推進及び保全、花づくり、県立自然公園等に関する事務を担当している。

2 監査意見

指摘事項

なし

指示事項

委託契約について

必要な契約手続きが行われることなく請求書のみで支払いが行われているものがある。(手続きの不備)

契約手続きのうち、施行伺や入札執行伺がされていないものがある。(手続きの不備)

その他

提出された監査資料に記載誤りが多数みられる。(記載内容の不備)

所見

公園の整備については、重点公園を中心に機能の充実を図っていく方針とされているが、その他の公園においても、遊具の破損や整備の遅れが見られる。地域の子どもたちが安全かつ安心して利用できるよう、速やかな点検及び修繕に努められたい。

《 都市住宅課 》

1 監査結果の概要

(1) 職員配置 (令和7年11月末現在)

(単位：人)

	課長	総括主幹	主幹	主任	主査	計	会計年度任用職員
都市計画係	1	1			3	9	1
住宅政策係			1	1	2		

(2) 事務分掌

【都市計画係】

都市計画全般、立地適正化計画、開発行為・土地利用事業、国土利用計画法に基づく届出、盛土規制、景観、下水道等に関する事務を担当している。

【住宅政策係】

住宅政策、建築確認及び関連事務、建築協定、建築物等の耐震化、災害対策（応急危険度判定・仮設住宅等）、空家等の利活用及び対策、移住・定住、公営住宅及び改良住宅等に関する事務を担当している。

2 監査意見

指摘事項

なし

指示事項

補助金交付について

申請書などの収受文書において受領印の押印漏れが一部見られる。（手続きの不備）

所見

移住定住促進事業及び空き家活用リフォームに係る補助金については、より多くの人ができるよう、周知方法の一層の工夫を図ったうえで事業を推進されたい。また、利用者が余裕をもって制度を活用できるよう、要綱に定める関係書類の提出期限についても、見直しを検討されたい。

《 新拠点整備室 》

1 監査結果の概要

(1) 職員の配置（令和7年9月末現在）

(単位：人)

	室長	主任	主事	計	会計年度 任用職員
事業推進係	1	1	1	3	1

※室長は係長を兼務。

(2) 事務分掌

【事業推進係】

高台開発プロジェクトの推進、東名高速道路相良牧之原インターチェンジ北側開発の総合調整、開発区域における土地区画整理事業の支援、開発区域の企業誘致等に関する事務を担当している。

2 監査意見

指摘・指示事項

なし

所見

東名相良牧之原 IC 北側地区におけるバス停の整備については、大型ショッピングモールを核としたバス路線の整備により、地域住民の生活インフラの充実が効果的に図られるよう、バス路線を所管する企画政策部と連携し、計画的な推進に努められたい。

《 水道課 》

1 監査結果の概要

(1) 職員の配置 (令和7年11月末現在)

(単位：人)

	課長	総主 括幹	主任	主事	計	会計年度 任用職員
業務係	1	1	1	1	8	4
工務係		1	1	2		

(2) 事務分掌

【業務係】

条例・規則・規定等の制定改廃、予算及び決算の経理等、工事等以外の契約、水道料・手数料等の調定及び徴収、棚卸資産の経理、企業債の借入れ及び一時借入れ等、大井川広域水道企業団等の受水団体、資産の取得及び処分、検針、開栓及び閉栓、水道事業審議会等に関する事務を担当している。

【工務係】

水道施設の事業計画、水道施設の維持管理及び修繕、工事の設計・施工及び監督、入札・工事等の契約、受託工事、給水装置の申込・審査及び検査、指定給水装置工事事業者、給排水工事に係る道路占用等、水質検査及び管理、棚卸資産の発注及び管理等、専用水道及び簡易専用水道等に関する事務を担当している。

2 監査意見

指摘事項等
なし

【会計課】

1 監査結果の概要

(1) 職員の配置 (令和7年9月末現在)

(単位：人)

	課長	主任	主事	計	会計年度 任用職員
出納係	1	1	2	4	1

※課長は係長を兼務。

(2) 事務分掌

【出納係】

現金の出納及び保管、小切手の振り出し、有価証券の出納及び保管、現金及び財産の記録管理、支出負担行為の確認、決算の調整、水道事業及び一部事務組合の会計業務、公共料金の口座振替、公金振込の伝送等に関する事務を担当している。

2 監査意見

指摘・指示事項

なし

所見

課の所管事業である出納事務管理費のうち、指定金融機関派出派遣料については、「11節 役務費」で予算計上されているが、その内容は窓口業務の委託に該当すると考えられることから、「12節 委託料」での予算計上について検討されたい。

【教育文化部】

《 教育総務課 》

1 監査結果の概要

(1) 職員の配置 (令和7年11月末現在)

(単位：人)

	課長	総主 括幹	主幹	主任	主査	主事	計
総務係			1		1		
施設係 (給食センター)	1	1	1	1		1	8

※課長は係長を兼務。

(2) 事務分掌

【総務係】

学校の設置及び廃止、教育委員会及び学校の職員（県費負担教職員を除く）の任免その他人事、教育委員会の会議等、教育委員会規則等の制定改廃、表彰及び栄典、教育長の秘書、公印（教育委員会及び学校組合）の管守、調査及び統計、広報及び教育行政に関する相談、教育委員会後援名義、学齢児童・生徒の就学援助、一部事務組合（小・中学校）等に関する事務を担当している。

【施設係】

教育委員会所管の施設及び設備の整備（一部事務組合小中含む）、教育財産の取得又は処分、学校の用に供する財産の管理及び台帳の整備、学校給食センター及び学校調理場の管理及び整備、学校給食運営委員会、給食用物資の発注及び検収、食材管理及び調理指導、学校給食の衛生管理、学校給食業務（調理、配送等）の一部民間委託、一部事務組合（学校給食）等に関する事務を担当している。

2 監査意見

指摘・指示事項
なし

所見

学校施設については、学校教育の場であるとともに、地域住民の防災拠点としての役割を担っていることから、学校再編計画の進捗を踏まえつつも、必要な修繕については適切に対応されたい。

《 学校再編推進室 》

1 監査結果の概要

(1) 職員の配置 (令和7年11月末現在)

		(単位：人)			
	室長	主幹	主任	主査	計
学校再編推進係	1	1	2	1	5

(2) 事務分掌

【学校再編推進係】

学校再編の推進、義務教育学校の整備等に関する事務を担当している。

2 監査意見

指摘・指示事項
なし

所見

事業の推進に当たっては、市民を対象とした多様な意見聴取を実施しているが、それらの意見がどのように事業に反映されたかについて、あらゆる世代の市民が理解できるよう、分かりやすく公表されたい。

《 学校教育課 》

1 監査結果の概要

(1) 職員の配置 (令和7年11月末現在)

		(単位：人)						
	課長	指導主事	総括主幹	主幹	主任	主事	計	会計年度任用職員
管理係	1		1	1	1	1	9	1
指導係		主席1 3						

(単位：人)

	会計年度任用職員					
	事務	業務補助	学習支援 サポーター	給食 配送員	心の教育 相談員	部活動 指導員
相良小学校	1	1	3			
菅山小学校	1		2			
萩間小学校	1		2			
地頭方小学校	1		2			
川崎小学校	1	1	2	1		
細江小学校	1	1	2	1		
勝間田小学校	1		2			
坂部小学校	1		2			
相良中学校	1	1	2		1	2
榛原中学校	1	1	2	1	1	3

(単位：人)

	会計年度 任用職員
適応指導教室（教育相談員・教育巡回相談員）	4
理科支援員	4
学校司書	4
バイリンガル相談員	3

(2) 事務分掌

【管理係】

学齢児童の就学並びに児童生徒の入学・転学及び退学、教育統計、教職員及び児童生徒の保健安全、通学区の設定及び改廃等に関する事務を担当している。

【指導係】

学校の組織編成・教育課程・学校指導・生徒指導及び職業指導、教員免許状等、教科書その他教材の取扱、教職員（県費負担教職員）の服務及び研修、教育相談、学校等の環境衛生、食育推進、いじめ防止対策・いじめ問題対策連絡協議会・いじめ対策本部、就学支援委員会等に関する事務を担当している。

2 監査意見

指摘事項

なし

指示事項

委託契約について

契約手続きのうち、支出負担行為何などが綴られていないものが散見される。（書類の整備不良）

小中学校の各予算で行う契約を1つにまとめて契約しているものについて、

小学校分の予算科目のみが記載されている。(記載内容の不備)
補助金交付について

綴りに支出伝票(写)の添付がないため、支払日、支払額を確認できないものが散見される。(書類の整備不良)

その他

提出された監査資料に記載誤りが多数みられる。(記載内容の不備)

所見

学校再編後のコミュニティスクール運営については、学校の集約に伴い地域住民の参加に偏りが生じることのないよう十分に配慮したうえで、計画的に準備を進められたい。

《 社会教育課 》

1 監査結果の概要

(1) 職員の配置 (令和7年11月末現在)

	課長	主幹	主任	主査	主事	計	(単位:人)
							会計年度 任用職員
社会教育係	1	1	2		1	8	1
図書係		2	1				

※課長は大河ドラマ活用推進室長を兼務。主幹1人は再任用。

	(単位:人)
	会計年度 任用職員
榛原文化センター(社会教育指導員)	2
図書交流館	6
図書交流館・移動図書館	1
文化の森図書館	4
文化の森図書館・移動図書館	2

(2) 事務分掌

【社会教育係】

社会教育委員会、社会教育施設の設置及び廃止、青少年教育、家庭教育、成人教育、人権教育、青少年健全育成及び青少年問題協議会、子どもの居場所づくり、社会教育関係団体の育成指導、各地区公民館支援・区公民館主事連絡会、旧公民館の維持管理及び貸出業務、総合センター及び榛原文化センターの維持管理及び貸出業務等に関する事務を担当している。

【図書係】

図書館協議会、図書館の管理・運営等に関する事務を担当している。

2 監査意見

指摘事項・所見

なし

指示事項

委託契約について

委託契約した団体は事業に携わることなく、別団体が委託事業を行っている。(手続きの不備)

施行伺や契約書など、契約手続きに必要な書類が綴られていないものがある。(書類の整備不良、若しくは、手続きの不備)

補助金交付について

綴に支出伝票(写)の添付がないため、支払日、支払額を確認できないものが散見される。(書類の整備不良)

《 大河ドラマ活用推進室 》

1 監査結果の概要

(1) 職員の配置 (令和7年11月末現在)

(単位:人)

	室長	総括主幹	主幹	主任	主事	計
文化振興係	1	2	1	1	1	6

※課長は社会教育課長を兼務。総括主幹1人は文化財調査官。

(単位:人)

	会計年度 任用職員
文化財事務所(発掘調査業務)	2
史料館・文化協会	1

(2) 事務分掌

【文化振興係】

大河ドラマ活用推進協議会の運営、文化財保護審議会、文化財の保護及び管理、相良総合センター及び榛原文化センターを除く文化施設の維持管理及び貸出業務、芸術文化団体の育成指導、各種の芸術文化事業の開催、芸術文化の振興、勝間田城跡関連調査事業、緊急発掘調査、埋蔵文化財の保護指導、自治体史等に関する事務を担当している。

2 監査意見

指摘事項・所見

なし

指示事項

補助金交付について

綴に支出伝票(写)の添付がないため、支払日、支払額を確認できないものが散見される。(書類の整備不良)

《 スポーツ推進課 》

1 監査結果の概要

(1) 職員の配置 (令和7年11月末現在)

(単位:人)

	課長	主幹	主事	計
スポーツ推進係	1	1	1	3

(2) 事務分掌

【スポーツ推進係】

市民スポーツ・競技スポーツの推進、スポーツ推進計画の策定及び管理・スポーツ推進審議会、スポーツ推進委員会、B&G財団、社会体育施設・多目的体育館の管理及び整備、社会体育施設・多目的体育館の指定管理、スポーツを通じた交流の推進等に関する事務を担当している。

2 監査意見

指摘事項

なし

指示事項

委託契約について

業者選定何や入札行為など、必要な契約手続きが行われることなく委託事業を実施しているものがある。(手続きの不備)

契約変更の際の変更理由書や変更設計額の積算が添付されていないものがある。(書類の整備不良)

綴に支出伝票(写)の添付がないため、支払日、支払額を確認できないものが散見される。(書類の整備不良)

補助金交付について

申請書などの收受文書において受領印の押印漏れが一部見られる。(手続きの不備)

綴に支出伝票(写)の添付がないため、支払日、支払額を確認できないものが散見される。(書類の整備不良)

所見

多目的体育館については、市民にとって利用しやすい事業展開により利用率の向上が図られるよう、施設のあり方について、市としても事業者に対し必要な働きかけをされたい。

【議会事務局】

1 監査結果の概要

(1) 職員の配置 (令和7年11月末現在)

(単位:人)

	局長	次長	総括主幹	主査	計
総務係	1	1	1	2	5

※次長は係長を兼務。

(2) 事務分掌

【総務係】

議長会、儀礼及び交際、議員の身分・報酬・費用弁償・共済及び福利厚生等、公印（議会）管理、議会の所管に係る情報公開及び個人情報保護、議場及び議会関係各室の維持管理、本会議・委員会及び協議会の運営及び記録、議案・請願・陳情・意見書・議員提出議案、各種調査・研究・資料の収集及び整備等、議員の発言・通告及び出欠席、公聴会、傍聴、議会図書室、議会広報、議会の予算編成・決算・執行等に関する事務を担当している。

2 監査意見

指摘・指示事項

なし

所見

市議会については、一般の市民にとって必ずしも身近な存在とは言い難いことから、議会の組織や活動内容の周知に当たっては、市民に馴染みのある表現を用いるとともに、テーマを適切に絞るなど、分かりやすい広報活動に取り組みたい。

【監査委員事務局】

1 監査結果の概要

(1) 職員の配置（令和7年9月末現在）

(単位：人)

	局長	主任	計
監査委員事務局	1	1	2

(2) 事務分掌

監査委員関係事務、監査・審査・検査の年間計画、定期監査・随時監査・財政援助団体等の監査、その他の監査、一般会計・特別会計・公営企業会計の出納検査及び決算審査、基金の運用状況の審査、監査に関する基礎資料の収集整理、監査委員の所管に係る情報公開及び個人情報の保護、公印（監査委員）管理等に関する事務等を担当している。

2 監査意見

指摘事項等

なし

以上報告する。